

## 災害発生時における安否不明者の氏名等公表基準

令和3年12月20日  
香川県危機管理総局

## 1 趣旨

災害発生時、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害対応を実施するため、あらかじめ安否不明者の氏名等の公表の基準を定める。

## 2 個人情報の取扱い

災害発生時における安否不明者の個人情報の取扱いについては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号。以下「条例」という。）に照らし、原則、非公表とするが、次の「公表に当たっての考え方」に当てはまると判断される場合は、条例第7条第2項第2号に規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」に該当するものとして、氏名等を公表する。

## 3 公表に当たっての考え方

以下の項目すべてを充たす場合に公表する。

- ① 氏名等を公表することが、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化に資すること。
- ② 氏名等の公表について、家族等の同意があること。ただし、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化の観点から、緊急を要すると知事が判断した場合は除く。
- ③ 市町において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

※ なお、発災当初の72時間は、人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ公表する場合は、当該災害の規模を勘案しつつ、発災後概ね48時間以内を目標に行う。

## 4 公表する氏名等

原則として氏名、住所（大字名まで）、年齢、性別とする。

## 5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供による。

## 6 県、市町の主な役割

県：公表に関する最終判断、公表資料の作成や県ホームページへの掲載、報道機関への資料の提供など公表に関する業務、市町や警察本部など関係機関との調整（DVやストーカー行為の被害者等の所在情報の把握・確認を含む） など

市町：被災した家屋・住民の特定、安否不明者の名簿の作成、家族等に対する公表等に係る意向確認、住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認 など

## 7 その他

- ① 公表に当たり、県は、市町、警察のほか防災関係機関と緊密に連携し、迅速に状況、情報の確認に努める。
- ② この方針は、行方不明者にも適用する。  
なお、「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者、「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。